定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇一六（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一六）を、6に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇一八（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一〇）を、平成二十五年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）の額に〇・〇〇七七四（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇九四五）を、平成二十六年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）の額に〇・〇〇七七四（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇九四五）を、平成二十七年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇三九〇（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三九〇）を、6に規定する特別分に係るものに〇・〇〇四七三（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇二三三）を、平成二十八年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇三三二（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三三二）を、6に規定する特別分に係るものに〇・〇〇三九九（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇七六九（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇九三九）を、平成二十五年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）の額に〇・〇〇七六九（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇九三九）を、平成二十六年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）の額に〇・〇〇七六九（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇九三九）を、平成二十七年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇三〇六（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三〇六）を、6に規定する特別分に係るものに〇・〇〇三六七（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一八四）を、平成二十八年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇一（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇一）を、6に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇〇一（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行につ